

平成 23 年 12 月 12 日

お客様各位

(株)確認検査機構プラン 21
代表取締役 西田 淳也

弊社の業務停止処分について（お詫び）

謹啓 初冬の候ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、この度国土交通省近畿地方整備局より、業務停止 1ヶ月（平成 24 年 1 月 6 日（金）から平成 24 年 2 月 5 日（日））の処分を受けることになりました。

処分の理由は、弊社の誤った法令解釈により保管すべき文書（建築確認申請書及びその添付図書）を破棄処分したことに対する「書類保存義務違反」です。

つきましては、皆様に多大なご迷惑とご不便をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

尚、業務停止期間中の業務内容については、別紙のとおり取扱いさせていただきます。誠にお手数をおかけすることになりますが、ご協力とご理解をさせていただきますようお願い致します。

今後は、建築基準法令の厳守を徹底するとともに文書の管理・保管を適切におこない、皆様方に再びご迷惑をおかけしないよう社員一同深く反省し業務に取り組んでいく所存ですので宜しく申し上げます。

この度の件につきまして、重ねてお詫び申し上げますとともに、今後とも変わらぬお引き立てのほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

略儀ではございますが、取り急ぎ書面にてお詫び申し上げます。

敬 白

違反の内容

「法第七十七条の二十九第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認済証（計画変更に係るものを除く。）の交付日から十五年間保存しなければならない。」について改正法施行日（平成 19 年 6 月 20 日）以降の確認済証交付分から適用されるものと誤った解釈をし、平成 22 年 4 月に改正法施行前の保存期間 5 年を経過した平成 16 年度の確認図書（完了検査未受験分）を破棄してしまいました。

業務停止処分に対するお願い

業務停止期間 平成 24 年 1 月 6 日（金） ～ 平成 24 年 2 月 5 日（日）

■業務停止期間中に出来る業務、出来ない業務

通常業務 → 1/5	業務停止期間 確認申請、中間・完了検査の受付 不可 1/6 ← → 2/5 業務停止期間中に出来る業務 ・業務停止開始日以前に受付けた確認済証の 交付可 ・事前相談の 受付可 ・業務停止開始日以前に受付けた中間・完了検査および合格証・検査済証の 交付可 ・確認検査業務以外の業務	通常業務 2/6 →
---------------	--	---------------

○出来る業務

- ① 確認検査業務以外の業務（適合判定業務（フラット 35）、住宅性能評価業務、長期優良業務、瑕疵担保保険業務、エコポイント技術的審査業務等）
- ② 名義変更、地名地番変更等届出業務
- ③ 確認検査業務で出来ること
事前相談業務
1/5 までに受付けた確認申請の済証の交付
- ④ 中間・完了検査
1/5 までに受付けた中間・完了検査の現場検査及び合格・検査済証の交付

○出来ない業務

- ① 停止期間中の確認申請書（計画変更含む）、中間・完了検査申請書の受付

■当社の対応とお願い

17 日・24 日の土曜日は 17:00 まで、年末は 29 日まで年始は 4 日から営業致します。

- ① 既に確認済証交付分で 1/6～2/5 の期間に中間・完了検査が予想される建築物については 1/5 までに中間・完了検査の申請をしていただければ検査させていただきます。
- ② 1/5 までの確認申請受け分は 1/6 以降に確認済証を交付させていただきますが、その建築物等の中間・完了検査の申請の受付は業務停止期間終了後の 2/6 以降でないと受付できませんのでご注意ください。
- ③ 1/6 以後建築確認における事前相談を受付します。
- ④ 弊社でフラット 35 適合証明（設計審査）を受けた物件を他機関で基準法の中間検査を受けた場合は、「適合証明の中間検査省略」の適用は受けることが出来ませんので、弊社で中間検査を受けて下さい。

誠にご迷惑をおかけしますが宜しくお願いします。

お問い合わせ先：本店 0744-20-2005 奈良支店：0742-30-1201